

平成 26 年度福岡市包括外部監査報告書（概要版）

福岡市包括外部監査人 小渕 輝生

平成 26 年度の包括外部監査を終了いたしましたので、その概要をご報告いたします。

1. 選定したテーマと監査対象

監査テーマ	消防、防災・危機管理事業に関する財務事務の執行について
選定理由	<p>平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故をはじめ、近年、集中豪雨や竜巻の被害が頻繁に報告されるなど、地方自治体における消防・救急、防災・危機管理等に関する事務の重要性が高まってきている。</p> <p>福岡市では、平成 24 年 12 月に策定した第 9 次福岡市基本計画において「安全・安心で良好な生活環境が確保されている」を分野別目標のひとつに掲げ、「災害に強いまちづくり」を施策事業の柱とし、防災・危機管理体制の充実・強化、地域防災力の向上、消防施設の整備・充実等の各事業を推進しているところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、福岡市が実施する消防、防災・危機管理事業に関する財務事務の執行について、関係法令等に準拠して執行されているか、有効性、効率性及び経済性の観点から合理的かつ適切に執行されているか等を検討することは市民にとって有意義であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。</p>
監査の対象	市民局防災・危機管理部、消防局、公益財団法人福岡市防災協会（消防局所管の外郭団体）及びその他消防、防災・危機管理事業に関連する部局とした。
監査対象期間	原則として平成 25 年度（平成 26 年度及び平成 24 年度以前の過年度も含む）
監査の視点	<p>消防、防災・危機管理事業について、次の視点により監査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・消防、防災・危機管理事業に関する財務事務の執行が、法令及び条例等に従い、適切に行われているか。・消防、防災・危機管理事業に関する財務事務の執行が有効性、効率性及び経済性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

2. 監査実施者

包括外部監査人	公認会計士 小渕 輝生
包括外部監査人補助者	公認会計士 4 名、公認会計士試験合格者 2 名、行政実務経験者 1 名

3. 報告書の構成

第 1 監査の概要（テーマ、対象、方法、実施者等）	1 ページ～ 2 ページ
第 2 監査対象の概要（福岡市の状況、消防及び防災・危機管理事業の状況等）	3 ページ～ 62 ページ
第 3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	
1. 監査の視点、2. 実施した監査手続	63 ページ～ 64 ページ
3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	65 ページ～ 66 ページ
4. 消防、防災・危機管理事業における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	67 ページ～169 ページ

4. 報告書の要約

第1 監査の概要（省略）

第2 監査対象の概要

1. 福岡市の状況（省略）

2. 消防に関する事業

(1) 消防の概要

消防の任務等は、消防組織法に次のように規定されている。

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火灾又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする（消防組織法第1条）。

また、市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有し（同第6条）、市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理し（同第7条）、市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない（同第8条）。

(2) 福岡市の消防事業

消防組織法第9条では、市町村は、消防機関として、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない（消防組織法第9条）としている。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

市では、福岡市消防本部及び消防署設置条例第2条において、消防事務を処理するため、市に消防本部及び消防署を置くこととしており、福岡市消防団の設置等に関する条例第2条において、消防事務を処理するため、消防団を置くこととしている。

(3) 関連法令（省略）

(4) 福岡市消防局財政状況

市の消防決算の推移は下表のとおりである。

【消防決算の推移】

（単位：千円）

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
項目					
一般会計歳入	748,962,248	760,068,130	774,388,596	763,723,480	778,535,075
一般会計歳出	741,444,148	752,852,332	763,791,837	752,311,163	766,829,288
消防費	14,040,878	14,255,388	13,357,892	13,316,400	13,522,880
目別					
内					
訳					
常備消防費	11,432,516	11,711,063	11,231,691	11,147,008	10,442,994
うち、人件費	10,546,305	10,826,973	10,428,060	10,422,585	9,707,504
非常備消防費	615,549	566,790	621,797	543,295	555,554
うち、人件費	141,780	134,078	192,557	133,394	183,836
消防施設費	1,161,022	1,613,685	1,345,521	1,422,792	2,359,956
災害対策費	831,790	363,848	158,881	203,304	164,374
消防費比率(%)	1.9	1.9	1.7	1.8	1.8
人口1人当たり消防費(円/人)	9,745	9,804	9,093	8,979	9,046
1世帯当たり消防費(円/世帯)	20,398	20,381	18,737	18,386	18,412

(注) 人件費には、報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費を含む。

(5) 消防機関・職務分掌

常備消防とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。市においては、昭和23年から常備消防体制が敷かれており、現在では、1本部7署24出張所から構成されている。

非常備消防である消防団は、消防組織法第18条を受けて、「福岡市消防団の設置等に関する条例」第2条に基づき設置されているものである。現在、市の消防団は、7団64分団、定員2,602人で組織されている。

(6) 施設・装備等（省略）

(7) 活動内容（省略）

(8) 外郭団体（公益財団法人福岡市防災協会）（省略）

(9) 準公金団体（省略）

3. 防災・危機管理に関する事業

(1) 財政状況

市の防災・危機管理事業に係る決算の推移は下表のとおりである。

【防災・危機管理事業に係る決算の推移】

（単位：千円）

年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
項目						
防災・危機管理事業費 決算（消防費）		815,464	357,732	153,491	197,435	158,078
事業 別 内 訳	防災・危機管理経 常経費	158,392	58,148	36,736	57,665	69,947
	防災・危機管理対 策事業費	51,022	101,630	89,591	56,975	40,870
	情報通信経費	606,050	197,954	27,164	82,795	47,261

(2) 組織・体制

市の防災・危機管理事業は市民局防災・危機管理部の防災・危機管理課の職員が担当している。

防災・危機管理課では、市民生活の安全を確保するため、研修・訓練等をとおして市職員の災害危機対応能力の向上を図り、様々な災害や危機事案に迅速かつ的確に対応できる防災・危機管理体制の構築に取り組んでいる。

(3) 情報システム（省略）

(4) 防災危機管理事業の施策（省略）

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 監査の視点

(1) 消防、防災・危機管理事業に関する財務事務の適切性

消防、防災・危機管理事業に関する財務事務の執行が、法令及び条例等に従い、適切に行われているか。

(2) 消防、防災・危機管理事業に関する財務事務の有効性、効率性及び経済性

消防、防災・危機管理事業に関する財務事務の執行が有効性、効率性及び経済性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

2. 実施した監査手続

「1. 監査の視点」を踏まえ、以下のとおり監査を実施した。

(1) 消防、防災・危機管理事業に関する財務事務の適切性

監査対象とした消防、防災・危機管理事業の財務に関する事務が適切に実施されているかについて、各所管部署から次の資料を入手するとともに、担当者へのヒアリングを実施した。

- ・消防、防災・危機管理事業に関する条例、要綱、事務処理要領等
- ・消防、防災・危機管理事業に関する人件費支出、委託契約、物品等購入、補助金・負担金支出等の事務手続に関する資料
- ・消防、防災・危機管理事業に関する公有財産や備品等の維持管理に関する資料
- ・市が事務局業務を行っている消防事業に関する協議会等関係団体の支出伺いや備品台帳等の事務手続に関する資料

(2) 消防、防災・危機管理事業に関する財務事務の有効性、効率性及び経済性

消防、防災・危機管理事業の有効性、効率性及び経済性について、次の視点から監査を実施し、必要に応じて、資料の入手及び関係者へのヒアリングを実施した。

- ・災害等に備え、市は適切な計画、体制等を整備し、運用しているか。
- ・消防・防災施設等は適切に管理され、有効に利用されているか。
- ・事務の執行は効率的・経済的に実施されているか。

(3) アンケートの実施

アンケートは、平成25年度における消防局及び各消防署、消防団本部及び各分団、各区役所に対し、消防団連合会等の事務内容の把握や、消防団本部及び各分団の訓練に対する課題、各区役所と消防局との連携等を把握するために行った。

(4) その他

上記(1)、(2)及び(3)の手続を補完するため、過去の包括外部監査の内容を確認するとともに、必要に応じて、資料の入手及び関係者へのヒアリングを実施した。

3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

(1) 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

区分	結果	意見	ページ
1 実施事業について	1件	6件	67～85
2 団体について	7件	7件	86～132
3 契約について	—	3件	133～141
4 財産管理について	1件	4件	142～153
5 文書管理について	1件	1件	154～160
6 情報システムについて	2件	4件	161～169
合計	12件	25件	

(2) 部局別の監査の結果及び意見の内容と対象

監査の結果及び意見の内容は、以下のとおりである。

	区分	項目	ページ
1	実施事業について	① (結果) 総合訓練の適時適切な実施結果報告について	67
		② (意見) 明確な訓練計画の策定による有効な訓練の実施について	69
		③ (意見) 類似する防災関連事業の一本化等の検討について	73
		④ (意見) 福岡市防災会議専門委員に対する報酬支払根拠の明確化について	78
		⑤ (意見) 外国人向け広報業務に関する効果の測定について	80
		⑥ (意見) 同一節内における予算流用の承認手続きについて	82
		⑦ (意見) 長期未更新の災害時応援協定の更新について	84
2	団体について	ア 消防団について	86
		① (結果) 消防団員に対する費用弁償の支給漏れについて	86
		② (結果) 消防団員の訓練参加人数の適正な報告について	90
		③ (意見) 消防団における訓練の充実強化等について	92
		イ 公益財団法人福岡市防災協会について	100
		① (結果) 固定資産の計上漏れについて	103
		② (意見) 派遣インストラクターに関する業者選定方法の検討等について	106
		ウ 福岡市消防団連合会について	109
		① (結果) 決裁に使用する印章の統一について	111
		② (結果) 納品後になされた支出何の決裁について	113
		③ (結果) 消防団連合会支部における備品管理台帳への記帳漏れについて	116
		④ (結果) 消防団連合会各分会の備品管理台帳の作成について	117
		エ 福岡市自衛消防連合会 (各区自衛消防隊連絡協議会)、福岡市火災科学調査研究会及び福岡市防火管理協会について	118
		① (意見) 防火協力団体に係る組織の統合再編等の検討について	119
		② (意見) 講師謝金の算定根拠の明確化について	121
		③ (意見) 現金の適切な管理について	123
		オ 福岡市少年消防クラブ消防少年団について	125
		① (意見) 消防少年団の収支報告書に関する確認体制の構築について	126
		② (意見) 消防少年団貸与物品の適切な管理について	130
		3	契約について
② (意見) 低価格入札における業務実施可能性の検討及び文書化について	137		
③ (意見) 長期継続契約の契約方法について	139		
4	財産管理について	① (結果) 備品現在高一覧表等と備品の現物との確認について	142
		② (意見) 消防署における改修を要する機器、設備等の把握について	144
		③ (意見) 消防署備品に係る棚卸実施要領等の整備運用について	145
		④ (意見) 備蓄資機材の適正保有量の見直し及び棚卸実施要領等の整備運用について	147
		⑤ (意見) 固定資産台帳の整備について	151
5	文書管理について	① (結果) 支出負担行為書の管理状況の不備について	154
		② (意見) 公文書管理に関する業務効率化について	159
6	情報システムについて	① (結果) 完成図書の未作成について	161
		② (結果) 情報セキュリティに関する監査の未実施について	163
		③ (意見) バックアップ媒体の安全な保管について	165
		④ (意見) パスワードの定期的な変更について	166
		⑤ (意見) 保守点検結果への対応について	167
		⑥ (意見) 保守業務の再委託の承認手続きについて	168

4. 各団体における監査の結果及び意見

(1) 実施事業について

項 目	①(結果) 総合訓練の適時適切な実施結果報告について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局警防部警防課、各消防署	関連部局名	-	ページ 67
現 状	複数の消防署が合同で行う総合訓練の計画時及び訓練実施後の結果については、「平成25年度消防隊教育訓練計画の指針」において消防本部へ報告する体制が示されている。			
指 摘 事 項	総合訓練の実施結果報告は、訓練実施後の10日以内に消防局警防部警防課長へ報告することとなっているが、報告期限どおりに報告がなされていないものが散見された。 適時適切な報告は、訓練が計画どおりに実施されたことの確認だけでなく、訓練実施時の課題を的確かつ早期に把握し、有効な訓練を実施するためにも必要である。			
項 目	②(意見) 明確な訓練計画の策定による有効な訓練の実施について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局警防部警防課	関連部局名	消防局各消防署	ページ 69
現 状 及 び 課 題	実施されている各訓練について、訓練体系がどのように構築され、また管轄区域における地域の特性がどのように反映されているか、客観的には把握できない。また、訓練の結果を客観的に評価するためには「定量的な指標」の検討も重要であると考え、達成すべき目標としての「定量的な指標」が明確には設定されていない。さらに、前年度以前に実施された訓練結果の課題等がどのように反映されて策定されているかといった記述がないため、課題等の反映内容が分かりづらいものとなっている。			
改 善 案	教育訓練基本計画等には、訓練の体系を整理し、明示することが望ましい。また反映した各種の特性等に係る具体的な内容を文書化することが望ましい。 また、教育訓練基本計画等には、訓練を実施する際の目標として、定性的な評価と併せて定量的な指標について検討し、可能な限り盛り込むことが望ましい。 さらに、前年度以前の訓練結果の課題等について総括評価し、次年度の教育訓練基本計画等に反映させる内容等を整理し文書化することが望ましい。			
項 目	③(意見) 類似する防災関連事業の一本化等の検討について			
監 査 対 象 部 局 名	市民局防災・危機管理部防災・危機管理課、 消防局予防部予防課	関連部局	-	ページ 73
現 状 及 び 課 題	市消防局が作成する「新みんなの防災ブック」と市民局防災・危機管理部が作成する「防災の手引き」では、多くの点で共通の内容を含んでいる。このため、業務及びコスト面で効率的でない可能性がある。防災に関する講習会についても、別々の部署で実施している現状では、効率性及び網羅性の観点から同様の課題が存在する。			
改 善 案	市で1つの防災に関する冊子の作成、防災に関する講習会の実施を検討することが望まれる。 講習会の内容については、市民がより利用しやすい講習会にするという観点からも検討することが望まれる。なお、講習会について、別々に実施するとしても、市民の相談に対応するため、それぞれの講習会の内容を適切に把握しておくことが望まれる。			
項 目	④(意見) 福岡市防災会議専門委員に対する報酬支払根拠の明確化について			
監 査 対 象 部 局 名	市民局防災・危機管理部防災・危機管理課	関連部局名	-	ページ 78
現 状 及 び 課 題	専門委員のうち学識経験者には毎月報酬を支払っている。しかし、専門委員に対して毎月報酬を支払う根拠が不明確であり、防災計画見直し委員会では毎回欠席した専門委員が見受けられることから当該報酬が効果的な支出となっているか疑念が生じかねない。			
改 善 案	専門委員に対する報酬については委嘱する調査の内容等支払いの根拠を毎年度明確にした上で、支払うことが望ましい。また、委嘱した調査の結果を可能な限り毎月入手することが望ましい。			

項 目	⑤（意見）外国人向け広報業務に関する効果の測定について			
監 査 対 象 部 局 名	市民局防災・危機管理部防 災・危機管理課	関連部局名	総務企画局国際部国際課	ページ 80
現 状 及 び 課 題	本事業の目的は、市に居住している外国人が防災に関する放送を聴き、それにより防災に関する意識が向上することで達成されるものであるが、具体的な目標は立案されておらず、効果の測定も行われていない。このため、市に居住する外国人に対する防災意識の向上にどの程度役立っているか不明である。			
改 善 案	事業の実施前に、放送内容の認知度及び防災意識の向上率について、具体的な目標を立案することが望まれる。事業の実施後は、目標とした認知度に達成したか、防災意識の向上が図られたか調査することが望まれる。			
項 目	⑥（意見）同一節内における予算流用の承認手続きについて			
監 査 対 象 部 局 名	市民局防災・危機管理部防 災・危機管理課	関連部局名	市民局総務部総務課	ページ 82
現 状 及 び 課 題	同一節内の他事業で生じた予算の不用額を財源に、同一節内流用を行い実施された事業について、事業内容の適切性の確認及び同一節内流用の妥当性に関する検討結果を記載した稟議書等は見受けられなかった。このため、同一節内流用を行った理由及びその妥当性についての検討過程が不明確である。			
改 善 案	同一節内流用を行う理由及びその妥当性について検討を行い、その検討過程を稟議書等で記録として残すことが望ましい。これにより、事業の必要性だけでなく、事業実施の裏づけとなる予算確保の意思決定が明確となり、必要に応じて情報公開等における対外的な説明にも対処可能になると考えられる。			
項 目	⑦（意見）長期未更新の災害時応援協定の更新について			
監 査 対 象 部 局 名	市民局防災・危機管理部防 災・危機管理課	関連部局名	-	ページ 84
現 状 及 び 課 題	災害時応援協定は原則として協定書上で自動更新に関する規定が設けられているとともに、企業等は災害発生時にしか協定に基づく応援業務を実施しない。このため、協定書締結から長い年月が経ち、協定書に特段の更新が行われていない場合は、協定内容が現状に合わず、企業等が応急活動をできない状態になっていたとしても、災害発生時まで気が付かない可能性がある。			
改 善 案	市民局防災・危機管理部では、平常時において企業等の担当者と定期的に連絡をとりながら、協定内容の妥当性の確認を実施することが望ましい。協定内容の変更の必要性がなかった場合であっても、検討を実施した旨及び検討内容等を記録し保管することが望まれる。 市の部署名称や企業等の名称については、最新の名称に随時更新していくことが望まれる。			

(2) 団体について

ア. 消防団について

項 目	①（結果）消防団員に対する費用弁償の支給漏れについて			
監 査 対 象 部 局 名	消防局警防部警防課	関連部局名	-	ページ 86
現 状	費用弁償の網羅性を確認するために、支払処理のために団システムで作成される基礎資料における出動等の回数と、各消防団から各消防署に報告される「出動状況調」における出動等の回数を照合した。その結果、消防団員の出動回数等のデータ削除処理により、支払漏れが判明した。			
指 摘 事 項	団システムから消防団員の出動回数等のデータを削除処理したことにより、団システムで作成される基礎資料に誤りが生じ、消防団員に対する費用弁償の支払漏れが生じた。出動等を行った消防団員に対して漏れなく費用弁償を支払うために、確認手続の実施及び検討を行う必要がある。			

項 目	②（結果）消防団員の訓練参加人数の適正な報告について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局警防部警防課	関連部局名	-	ページ 90
現 状	<p>消防団員が訓練に参加した場合、「福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例」第4条第1項第3号に従い、費用弁償として1回につき7,000円が市より支給される。</p> <p>訓練実施結果報告において実際に参加したとされている「結果人数」よりも、出動結果表の「報告人数」は少なく報告されているものが発見された。このことは、「結果人数」若しくは「報告人数」が誤っていること又は実際には訓練に参加したにもかかわらず費用弁償が支給されなかったことを意味している。</p>			
指 摘 事 項	<p>訓練実施結果報告の「結果人数」と出動結果表の「報告人数」に違いがあり、費用弁償が適正に支給されたのか確認できない事例が発見された。</p> <p>このため、訓練の実施結果報告への適切な参加人数の記載を求める必要がある。また、把握した当該実績と、費用弁償額の算定の基礎となる出動報告を照合することで、訓練に参加した消防団員に対して適正に費用弁償を支給しているか確認する必要がある。</p>			
項 目	③（意見）消防団における訓練の充実強化等について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局警防部警防課、各消防署	関連部局名	-	ページ 92
現 状 及 び 課 題	<p>消防団は、地域に密着した防災機関として重要な任務を担っている。このため消防団の訓練には、十分な訓練内容、訓練回数等が必要と考えられる。</p> <p>また、十分な訓練を実施していたとしても、参加する消防団員の人数が少なければ消火活動・災害対応に関する技術、知識等を習得した団員数を十分に育成できず、災害発生時の被害を最小限に抑えることが難しい可能性がある。</p>			
改 善 案	<p>近年、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している。その一方で、少子高齢化の進展、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっている。</p> <p>そのため、地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するため、訓練計画、訓練内容及び訓練不参加者に対するフィードバックについて対策等を採ることが望ましい。</p>			

イ. 公益財団法人福岡市防災協会について

項 目	①（結果）固定資産の計上漏れについて			
監 査 対 象 部 局 名	消防局予防部予防課、防災協会	関連部局名	-	ページ 103
現 状	<p>貸借対照表に計上される固定資産について、福岡市防災協会会計処理規程において、計上基準が定められており、固定資産の管理については、固定資産台帳の整備が求められている。平成25年度中に取得した取得価額20万円以上の備品があったが、固定資産台帳への記載が漏れており、結果として貸借対照表の固定資産の残高が過少に計上されている。</p>			
指 摘 事 項	<p>取得価額20万円以上の固定資産があるにもかかわらず、固定資産台帳に計上されていないため、「福岡市防災協会会計処理規程」第35条に準拠した取扱いがなされていない。</p> <p>備品の管理に関しては、直営化後も市の一組織として、「備品現在高一覧表」を作成して、市長へ提出する必要があるため、直営化後も、備品現在高一覧表への網羅的な記録を実施できる体制とすることが望ましい。</p>			

項 目	②（意見）派遣インストラクターに関する業者選定方法の検討等について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局予防部予防課、防災協会	関連部局名	-	ページ 106
現 状 及 び 課 題	<p>原則的な業者の選定方法は一般競争入札であり、公募型プロポーザル方式を採用する場合には、その理由を文書化すべきであるが、当該文書化がなされていない。</p> <p>仕様書に「履行期間内における業務実績が優良と認められた場合」は、契約初年度を含む3年間で限度に契約を継続できるものとしており、平成25年度においても前年度と同じ業者と特命随意契約を締結している。しかし、「優良と認められた」具体的な理由は決裁文書等に記載されておらず、結果として特命随意契約による単独見積りの理由について文書化がなされていない。</p>			
改 善 案	<p>業者選定については、契約の公正性、透明性を確保することが重要であり、原則的な業者の選定方法は一般競争入札である。このため、一般競争入札を採ることができない理由、及び公募型プロポーザル方式を採用した理由について決裁文書に明確に記載しておくことが望ましい。</p> <p>また、公募型プロポーザル方式により業者を選定し随意契約する場合には、契約期間に留意するとともに、初年度の契約に基づき継続して契約する場合においても、随意契約理由について決裁文書に明確に記載しておくことが望ましい。</p>			

ウ. 福岡市消防団連合会について

項 目	①（結果）決裁に使用する印章の統一について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局南消防署警備課	関連部局名	-	ページ 111
現 状	<p>福岡市消防団連合会南支部における平成25年度の支出何等を査閲したところ、事務局長決裁印が同一の決裁者による決裁印であるにもかかわらず、2種類の印鑑が使用されている状況が見受けられた。福岡市消防団連合会交付金事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）では、同一人による決裁の印鑑は1種類のみ使用が認められている。</p>			
指 摘 事 項	<p>事務処理要領に反しており、同一人による決裁印は1種類のみ使用とすべきである。決裁印を複数利用することが許容されれば、決裁者以外の者が市販の印鑑を購入し使用することで決裁を行ったかのような偽装がしやすくなり、不適正支出や現金横領などの不正の温床となる可能性を否定的できない。</p>			
項 目	②（結果）納品後になされた支出伺の決裁について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局警防部警防課	関連部局名	-	ページ 113
現 状	<p>出初式費で支出した「出初式ファイ太くんぬいぐるみ」に関して、書類上、納品及び業者からの請求書を受領した後に購入意思決定の決裁を受けている。事前に口頭にて支出の確認を行っていたが、福岡市消防団連合会（事務局は警防課消防団係）の支出伺を作成する際、確認を行った日を支出伺の起案日及び決裁日とすべきところ、誤って記載していたとのことである。</p>			
指 摘 事 項	<p>事務処理要領に従えば、①支出の決裁⇒②発注⇒③納品⇒④請求書受領⇒⑤支払の決裁⇒⑥実際に支払、という順序で事務を行っていくこととなるが、①と②③④の順序が逆転している。このように、購入（発注）前に書面にて決裁を受けなければ、適切な指示に基づいて購入（発注）されたものかどうか、不明確となる。</p> <p>また、決裁を受けていなくても発注することが可能となり、不正の温床となる可能性がある。適切に支出の決裁を受けた後、発注の手続きを行う必要がある。</p>			

項 目	③（結果）消防団連合会支部における備品管理台帳への記帳漏れについて			
監 査 対 象 部 局 名	消防局西消防署警備課	関連部局名	-	ページ 116
現 状	福岡市消防団連合会各支部において、1件10万円以上の備品等を購入した場合は、備品管理台帳に記帳し、適正に管理しなければならない。福岡市消防団連合会西支部において、備品管理台帳に記帳がなかった。備品管理台帳の用紙に消防団長の承認印をもらうため回付していたが、回収が漏れていたとのことであった。			
指 摘 事 項	「福岡市消防団連合会事務局 事務処理要領」では、1件10万円以上の備品等を購入した場合には、備品管理台帳に記帳することとなっているが、記帳は確認できなかった。適時に備品管理台帳として事務局に備え置き、適正に備品等の管理をすべきである。また、回付した備品管理台帳の用紙は、回収すべきである。			
項 目	④（結果）消防団連合会各分会の備品管理台帳の作成について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局警防部警防課、 各消防署	関連部局名	-	ページ 117
現 状	福岡市消防団連合会各支部において、1件10万円以上の備品等を購入した場合は、備品管理台帳に記帳し、適正に管理しなければならない。備品を購入した分会が備品管理台帳を作成することとしているが、全64分団中2分会から10万円を超える備品等が存在するにもかかわらず、備品管理台帳を作成していないとの回答を得た。			
指 摘 事 項	「福岡市消防団連合会事務局 事務処理要領」では1件10万円以上の備品を購入した場合には、備品管理台帳に記帳することとなっているが、備品管理台帳自体を作成していない分会が見受けられた。消防団連合会事務局は全ての分会に対し備品管理台帳の作成、及び、備品管理台帳と現物を照合するよう指導することが望ましい。			

エ. 福岡市自衛消防隊連合会（各区自衛消防隊連絡協議会）、福岡市火災科学調査研究会及び福岡市防火管理協会について

項 目	①（意見）防火協力団体に係る組織の統合再編等の検討について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局予防部予防課	関連部局名	-	ページ 119
現 状 及 び 課 題	防火協力団体である福岡市自衛消防連合会（各区自衛消防隊連絡協議会含む）、福岡市火災科学調査研究会及び福岡市防火管理協会は、いずれも活動目的が共通であり、主な事業内容が一部重複している。各事務局は全て市消防局予防部予防課であり、事務が非効率となっている可能性を否定できない。複数団体に重複して加入している会員事業者が存在しており、一定の経済的負担が生じている可能性も考えられる。			
改 善 案	3つの防火協力団体について、組織の統合再編等を含め、業務内容のあり方、会員団体及び市民への影響等を再検討することが望ましい。これによって、業務効率化、会員の経済的負担の軽減が期待できる。統合再編等が行われれば一事業当たりの予算規模を増やす余地もあり、創意工夫を凝らした取組みや先進的な取組みなども実施できる可能性も高まると考えられる。			
項 目	②（意見）講師謝金の算定根拠の明確化について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局予防部予防課、 各消防署予防課	関連部局名	-	ページ 121
現 状 及 び 課 題	各消防署における講演料等に関して明確な算定根拠を記載した文書が見受けられなかったため、経済的かつ効率的な算定がされているか判断できない。また、防火協力団体という連絡協議会の事業目的に沿った支出であるか、有効性の観点からも疑念が生じかねない。			
改 善 案	講演料等の算定について市基準による講演料等を事前に算定した上で、この金額から乖離するのであれば、合理的な根拠を明確にし講演料等を決定するとともに、算定根拠を決裁文書等に明確に記載することが望ましい。			

項 目	③（意見）現金の適切な管理について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局南消防署予防課	関連部局名	-	ページ 123
現 状 及 び 課 題	構成員に対する案内状等の送付を行った取引について、送料を普通預金から現金を引き出し、その後運送業者に支払うまでに通常要すると考えられる日数以上の日数が経過しているものが発見された。現金出納帳を作成していないため、普通預金から現金を引き出して業者に支払うまでの日数が長くなった場合、当該期間中における現金の入出金状況やあるべき残高が不明確となるとともに、実際に業者に支払われるまでの期間中に、不正に流用される可能性がある。			
改 善 案	現金の入出金状況やあるべき残高を明確にして、不正に流用される可能性を減少させるために、対策を講じることが望まれる。			

オ. 福岡市少年消防クラブ消防少年団について

項 目	①（意見）消防少年団の収支報告書に関する確認体制の構築について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局各消防署予防課	関連部局名	-	ページ 126
現 状 及 び 課 題	事務処理要綱において、消防少年団事務局は活動に係る収支を会計簿により明細に記帳することが求められている。しかし、消防少年団から各地区隊に支払った地区隊活動費について、どのように活用されたか使途内訳が不明である以上、明細な記載があるとは言えないと考えられる。			
改 善 案	事務処理要綱等において、適正な会計が行われるよう指導するなど一定の関与をする規程を定めることが望ましい。これにより、消防少年団の活動目的に沿った支出を担保することが可能となる。			
項 目	②（意見）消防少年団貸与物品の適切な管理について			
監 査 対 象 部 局 名	消防局予防部予防課、各消防署予防課	関連部局名	-	ページ 130
現 状 及 び 課 題	各消防署で何らかの物品管理を行っているものの、管理台帳と現物の照合が不定期であるなど、管理方法が統一されていない。このため、物品管理が適切に行われていることを市民等の第三者に説明することは難しく、また、管理台帳と現物の照合が不定期であれば、照合を実施しない年度があり得る等の可能性もある。			
改 善 案	貸与物品の管理方法に関するマニュアル等を規定し、その内容について周知することで、各消防署間で同水準の管理を行えるようにし、貸与物品に関して適切な管理が行えるようにすることが望ましい。			

(3) 契約について

項 目	①（意見）随意契約を行う場合の理由の文書による明示について			
監 査 対 象 部 局 名	市民局防災・危機管理部防 災・危機管理課	関連部局名	-	ページ 133
現 状 及 び 課 題	随意契約を実施する根拠として、その性質又は目的が競争入札に適しないことを理由に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によるものとしているが、契約の性質または目的が競争入札に適しない理由が文書化されていない。			
改 善 案	随意契約の特殊性を踏まえ、業者との契約行為について、原則として競争入札により行うこととし、随意契約による場合であっても随意契約の方法によった理由並びに業者選定の理由及び課程について文書化を行い、明確にすることが望まれる。また、競争性を確保した上で、業務の品質を確保する観点からは、公募型プロポーザル方式による業者の選定を検討する余地もあると考えられる。			

項 目	②（意見）低価格入札における業務実施可能性の検討及び文書化について				
監 査 対 象 部 局 名	市民局防災・危機管理部防 災・危機管理課、 消防局総務部管理課	関 連 部 局 名	-	ペ ー ジ	137
現 状 及 び 課 題	<p>予定価格と比べて大幅に低い金額で落札した場合、受託した業者の業務実施に係る品質に問題がある可能性があるが、事前に委託業者への確認は行われていない。このため、仮に委託業務が仕様のとおり実施できなかった場合、その契約が妥当であったか問題となる可能性があり、市民に対する説明責任を果たせなくなる。</p>				
改 善 案	<p>事後的にはなく事前に契約の妥当性を担保するために、契約締結前に落札業者へのヒアリングや積算見積の検討などを実施することにより、委託業務が実施可能であることを確認するとともに、文書化を行うことが望まれる。</p>				
項 目	③（意見）長期継続契約の契約方法について				
監 査 対 象 部 局 名	市民局防災・危機管理部防 災・危機管理課	関 連 部 局 名	財政局財政部契約監理 課	ペ ー ジ	139
現 状 及 び 課 題	<p>福岡市長期継続契約要綱運用指針において、物品の賃貸借契約で予定価格を月額で設定している案件については、随意契約の判定は12月分の金額相当分で行うとされている。</p> <p>しかし、市民局防災・危機管理部が行った長期継続契約のうち、仮に賃貸借契約ではなく購入するとした場合には、契約総額は随意契約ができる判定金額を越えているため随意契約とはならず原則として競争入札となるものが発見された。</p> <p>長期継続契約の賃貸借契約について、随意契約の判定を12月分の金額相当分で行うという取扱いは、公正性、競争性、透明性が確保されないといった観点から望ましくない。</p>				
改 善 案	<p>経済的実態が同じであれば、購入又は賃貸借契約のいずれであっても契約方式は同じであることが望ましい。このため、長期継続契約の賃貸借契約は12月分の金額相当額ではなく、契約総額で判定することが望ましい。</p>				

（４）財産管理について

項 目	①（結果）備品現在高一覧表等と備品の現物との確認について				
監 査 対 象 部 局 名	消防局東消防署警備課	関 連 部 局 名	-	ペ ー ジ	142
現 状	<p>市消防局東消防署において、備品現在高一覧表等における本年度異動（増加及び減少）の金額と備品リストにおける当期増加分の整合性を確認しているが、過年度に取得した備品も含めた現物と備品リストとの照合確認については実施していなかった。このため、登録処理が漏れていても長期間（2年以上）気付かないケースがあった。</p>				
指 摘 事 項	<p>福岡市会計規則に従い、備品現在高一覧表等及び財務会計システムから出力した備品リストは、定期的に備品の現物と確認する必要がある。</p>				
項 目	②（意見）消防署における改修を要する機器、設備等の把握について				
監 査 対 象 部 局 名	消防局総務部管理課、各消防 署	関 連 部 局 名	-	ペ ー ジ	144
現 状 及 び 課 題	<p>施設の状況把握に関しては、建築基準法に定められた業者委託による建築物定期点検（年1回）を実施している。また、消防局総務部管理課によれば、各署予防課職員による日常的な点検、及び消防局総務部管理課職員による随時の点検を行っているとのことである。</p> <p>職員による点検では、担当職員の視点を画一化できる点検項目チェックリストが整備されておらず、点検を行う担当者間でチェック項目にばらつきが生じる可能性がある。</p>				
改 善 案	<p>点検項目チェックリストを作成し、これを用いて定期的に点検することにより、機器や設備等の点検を行う担当者の経験年数に関わらず、一定の水準を保持した点検が可能となる。</p>				

項目	③（意見）消防署備品に係る棚卸実施要領等の整備運用について			
監査対象 部局名	消防局各消防署	関連部局名	-	ページ 145
現状及び 課題	各消防署での備品現在高一覧表の現物との照合において、現物確認のための棚卸は行っているものの棚卸を実施したことの証跡等の記録が残されていない。 また、棚卸に関する実施マニュアル等の整備はされておらず、棚卸を行う担当者によって備品のカウント方法等の棚卸の実施方法に差異が生じる可能性があるため、各消防署において一定水準以上の効果的な棚卸の実施という点では課題があると考えられる。			
改善案	効果的かつ効率的に棚卸を実施するためには、棚卸手順等を明文化したな棚卸実施要領等を作成し、それにしたがって棚卸を実施することが望まれる。また、実施した現物確認の手続について、実効性を確保し、かつ透明性を担保するために実施した証跡等の記録を残すことが望ましい。			
項目	④（意見）備蓄資機材の適正保有量の見直し及び棚卸実施要領等の整備運用について			
監査対象 部局名	市民局防災・危機管理部 防災・危機管理課	関連部局名	-	ページ 147
現状及び 課題	防災倉庫で保管する備蓄資機材については、大規模災害発生直後における対応の備えとして、想定避難者数の約半数の3食分としている。しかし、一般的な保有量の目安と比較する限り、緊急時に必要な最低限の量としては少ないと考えられる。また、備蓄資機材の棚卸において、棚卸実施要領等が整備されておらず、消費期限がある食料品や飲料品についての取扱い、廃棄物がある場合の取扱いなどの取り決めがない。			
改善案	備蓄資機材の保有量の検討に当たっては、大規模災害発生の対応の備えとして一般的な保有量の目安と比較して適正な保有量を見直すことが望ましい。また、備蓄資機材をいつでも使用できる状態にし、実際に活用する必要性が生じた場合に迅速かつ十分な対応ができるよう、棚卸手順等を明文化した棚卸実施要領等を作成し、それに従って棚卸を実施することが望まれる。			
項目	⑤（意見）固定資産台帳の整備について			
監査対象 部局名	市民局防災・危機管理部 防災・危機管理課、 消防局総務部管理課	関連部局名	-	ページ 151
現状及び 課題	市は保有している建物・土地等のストック情報を管理するために、地方自治法で定められている公有財産台帳を整備しているところである。固定資産台帳と公有財産台帳は明確に異なるものと位置づけられるものであり、固定資産台帳の整備が求められるところである。市では、本業務の所管部署である財政局財産有効活用部財産活用課が、庁内の体制整備に着手している。			
改善案	市民局防災・危機管理部及び市消防局においても、市全体において固定資産台帳の整備が本格化した際には、関係部局と協力しつつ、全ての資産の棚卸を行い固定資産台帳を整備するよう留意されたい。また、固定資産台帳は最初に整備するだけでなく、継続して更新管理することが必要となるため、各資産を効果的・効率的に把握・管理していくことが望まれる。			

(5) 文書管理について

項目	①（結果）支出負担行為書の管理状況の不備について			
監査対象 部局名	市民局防災・危機管理部 防災・危機管理課	関連部局名	-	ページ 154
現状	公文書である支出負担行為書の管理状況の不備により、「第9節旅費」及び「第11節需用費の細節である印刷消耗品費」について、歳入歳出決算調書の支出済額と支出関係書類ファイルに綴じられている支出負担行為書の予算執行額の合計及び同ファイルの目次に記載された予算執行額の合計に不一致が生じていた。			
指摘事項	公文書である支出負担行為書の管理状況に不備があったと言わざるを得ない。また、平成25年度決算確定時にも支出関係書類ファイルの管理状況は改善されずそのままとなっていた。議会や市民に対して誤った情報開示が行われないためにも、歳入歳出決算等の公表される情報の基礎となる公文書について、福岡市公文書規程に則り適切に整理、保管等の事務処理をすべきである。			

項 目	②（意見）公文書管理に関する業務効率化について			
監査対象 部 局 名	市民局防災・危機管理部防 災・危機管理課、消防局	関連部局名	-	ページ 159
現状及び 課 題	市民局防災・危機管理部及び市消防局では、電子決裁済の起案文書を紙で出力し紙による承認 手続を実施していたため、二重に決裁に関する事務処理が生じている。このため、スピードの向 上、業務処理の効率化といった電子決済のメリットが十分に享受できていない。			
改 善 案	高度情報化の取組の本来の趣旨を理解し、業務処理の効率化を推進するためにも、電子決裁の 運用について周知徹底を行い、電子決裁等を行った文書については、同文書を再度紙で出力せず、 紙による決裁を受けることがないようにすることが望ましい。			

（6）情報システムについて

項 目	①（結果）完成図書の未作成について			
監査対象 部 局 名	市民局防災・危機管理部防 災・危機管理課	関連部局名	-	ページ 161
監査対象 シ ス テ ム	防災気象情報システム			
現 状	仕様書において、情報システムの改修の内容は明記されていたが、完成図書の作成及び納品に ついて明記されておらず、改修の詳細を確認することができない。			
指 摘 事 項	情報システムの改修業務を委託する際には、完成図書が必ず作成されるように仕様書等に明記 し、業務完了時には適切に検収を行い、完成図書の内容が仕様書等に沿って適切に作成されてい ることを確かめるべきである。			
項 目	②（結果）情報セキュリティに関する監査の未実施について			
監査対象 部 局 名	市民局防災・危機管理部防 災・危機管理課	関連部局名	総務企画局 I C T 戦略室 情報システム課	ページ 163
監査対象 シ ス テ ム	災害対応支援システム			
現 状	外部委託事業者等による外部監査、市職員による内部監査のいずれも平成 16 年度から運用を 開始して以降、一度も実施されていない。			
指 摘 事 項	情報漏洩等の事故を未然に防止するためにも、外部監査及び内部監査により定期的に情報セキ ュリティ監査を実施することにより、情報セキュリティ対策の運用状況を適宜検証すべきであ る。			
項 目	③（意見）バックアップ媒体の安全な保管について			
監査対象 部 局 名	消防局予防部指導課	関連部局名	-	ページ 165
監査対象 シ ス テ ム	予防業務管理システム			
現状及び 課 題	情報システムのバックアップ媒体がサーバ本体の同一室内のサーバ本体と同一ラック内に保 管されており、災害対策がなされていない。バックアップ媒体がサーバ本体の同一の場所に保管 されていると、万が一の大規模災害などにより当該システムのサーバ本体が損傷を受けた場合、 バックアップデータも同時に消失してしまう可能性がある。			
改 善 案	バックアップ媒体の一部を地理的に離れた安全な施設に保管することが望ましい。同一施設内 に保管せざるを得ない場合でも、サーバとは別の場所に耐火金庫等を設置してその中に保管す ることが望ましい。			

項 目	④（意見）パスワードの定期的な変更について				
監 査 対 象 部 局 名	消防局予防部指導課、 市民局防災・危機管理部防 災・危機管理課	関連部局名	-	ページ	166
監 査 対 象 シ ス テ ム	予防業務管理システム、災害対応支援システム、防災気象情報システム				
現 状 及 び 課 題	監査対象とした各情報システムにおいて、定期的なパスワードの変更が実施されていなかった。パスワードが定期的に変更されない場合、万が一パスワードが第三者に知られた際には、なりすましによる不正アクセスにより、情報漏洩のリスクやシステムへの損害を許してしまうリスクが長期間にわたることになる。				
改 善 案	各システムともに年に1度など定期的にパスワードを変更することが望ましい。また、パスワード設定の際には、他人に推察されにくく、かつ、ハッキングツール等によっても解読されにくい適度に複雑なパスワードとすることが望ましい。				
項 目	⑤（意見）保守点検結果への対応について				
監 査 対 象 部 局 名	消防局警防部情報管理課	関連部局名	-	ページ	167
監 査 対 象 シ ス テ ム	指令管制情報システム				
現 状 及 び 課 題	保守業務委託において業者から提出られる保守報告書で、非常用電源設備のバッテリーの交換が推奨される旨の指摘がなされているが、バッテリーの交換は行われていない。指令管制情報システムは、市内各所へ消防・救急隊を迅速に出動させるために必要不可欠なシステムであり、その安定稼働は、市民の安全を守る上で至上命題となる。				
改 善 案	指令管制情報システムを安定稼働させるためには、停電等の非常時も稼働できる万全の体制を整えておくことが肝要であり、交換時期を超えて利用している非常用電源装置のバッテリーについては、適宜交換を行うことが望ましい。				
項 目	⑥（意見）保守業務の再委託の承認手続きについて				
監 査 対 象 部 局 名	消防局警防部情報管理課	関連部局名	-	ページ	168
監 査 対 象 シ ス テ ム	指令管制情報システム				
現 状 及 び 課 題	保守業務委託において、業務の一部が受託元の関連会社に再委託されている。しかし、再委託の申請及び承認が口頭でのみ行われ、承認を得ている旨や承認を与えている旨を示す書類等は確認できない。再委託の申請及び承認が書面として何も残らない場合、再委託の制限について定める契約書の履行状況が不明瞭となり、市の責任の所在も不明確となる。				
改 善 案	市が再委託の承認を行う際には、委託業者に申請書を書面の形で提出させ、市が再委託の是非を確実に判断するために、再委託先の名称の他、再委託理由、再委託内容、再委託期間等を明記させるとともに、個人情報及び情報資産の取扱いの義務についても徹底させることが望ましい。				

以上